

玉名市市民後見人育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における成年後見制度の担い手の育成を図るため、法人として後見活動を行っている者が、玉名市市民後見人養成講座を修了した者を雇用し、後見活動の実務経験を積ませて育成する場合に、予算の範囲内において市民後見人育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、玉名市補助金等交付規則（平成17年玉名市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる者は、本市に事務所を設置している社会福祉法人、NPO法人等（以下「法人等」という。）のうち、玉名市市民後見人養成講座を修了した者を後見支援員（後見活動を行っている法人等に雇用され、当該法人等の指導及び監督の下で後見活動を行う者をいう。以下同じ。）として雇用し、又は雇用しようとするものとする。

(補助金額等)

第3条 補助金の額は、当該年度における後見支援員の各月の人件費を合計した額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の額は後見支援員1人につき月額10,000円を限度とする。

2 補助金の交付期間は、後見支援員1人につき市長が別に定める期間を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市民後見人育成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市民後見人育成事業計画書（様式第2号）並びに規則第3条第1項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに書類を審査し、適当と認めるときは、市民後見人育成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6条第1項各号のいずれかに該当するときは、市民後見人育成事業補助金変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、変更申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、市民後見人育成事業補助金交付取消・変更通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業完了後30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日（年度の末日が週休日又は祝祭日の場合は、その前日）のいずれか早い日までに、市民後見人育成事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、報告書を受理したときは、報告に係る書類の審査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市民後見人育成事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、市民後見人育成事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

玉名市長 様

(申請者)

住所

団体名

代表者名

印

年度市民後見人育成事業補助金交付申請書

玉名市市民後見人育成事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

2 補助金申請額

[当該事業費

円

円]

3 添付書類

- ・市民後見人育成事業計画書
- ・収支予算書又はこれに代わる書類
- ・規約、定款、会則その他事業実施に関する重要な諸規程

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

年度市民後見人育成事業計画書

1 後見支援員の雇用人数 (うち、補助金の対象となる者の人数)	人 (人)
2 後見支援員の氏名等	住所： 氏名： 生年月日： 契約期間： 雇用開始日：
3 補助金申請額の根拠	

備考

後見支援員が複数人の場合は、適宜行を追加すること。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

住所

団体名

代表者名

様

玉名市長

年度市民後見人育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度市民後見人育成事業
に対する補助金については、玉名市市民後見人育成事業補助金交付要綱第5条
の規定により下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助金は、事業完了後に確定された金額を請求により交付する。請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 3 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、延滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業完了後30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日（年度の末日が週休日又は祝祭日の場合は、その前日）のいずれか早い日までに市民後見人育成事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 4 交付の条件に違反したとき、不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、又は補助決定額を減額し、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。
- 5 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査することがある。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

玉名市長 様

(申請者)

住所

団体名

代表者名

印

年度市民後見人育成事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった市民後見人育成事業について、下記のとおり変更したいので、玉名市市民後見人育成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 変更交付申請額 円
[前回までの交付予定額 円]
- 3 添付書類
 - ・市民後見人育成事業計画書
 - ・収支予算書又はこれに代わる書類
 - ・規約、定款、会則その他事業実施に関する重要な諸規程

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

住所

団体名

代表者名

様

玉名市長

年度市民後見人育成事業補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した 年度市民後見人育成事業に対する補助金については、玉名市市民後見人育成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により下記のとおり交付の決定を取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額変更交付決定額 円
[前回までの交付決定額 円]
- 3 取消・変更の理由

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

玉名市長 様

(申請者)

住所

団体名

代表者名

印

年度市民後見人育成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき、年度市民後見人育成事業を実施したので、玉名市市民後見人育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 市民後見人育成事業実施報告書
- 2 収支決算書又は決算見込書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）
住所
団体名
代表者名 様

玉名市長

年度市民後見人育成事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった市民後見人育成事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金額 円

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

玉名市長 様

住所
団体名
代表者名 印

年度市民後見人育成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知があった市民後見人育成事業補助金として、下記の金額を交付されるよう玉名市市民後見人育成事業補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

請求金額 円

請求金額を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行（ 支店 ）	
フリガナ		
名義人		
口座番号	普通・当座	

添付書類

市民後見人育成事業補助金交付決定通知書の写し